

# 2019年10月 消費税10%へ

いよいよ10月から消費税が10%になります。今回は、消費税について質問の多い項目を紹介いたします。

☎宇都宮税務署 ☎(621)2151  
税制課 ☎(632)2204

特  
集

## そこが気になる 消費税10%



### Q 消費税引き上げ分は 何に使われるの？

年金・医療や介護に加え、幼児教育・保育の無償化といった子育て支援の施策などの社会保障に関する経費に充てられます。



### Q 軽減税率の 対象になるのは何？

「飲食物品(酒類・外食を除く)」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞(定期購読契約に基づくもの)」に軽減税率8%が適用されます。

#### 注意!

外食・酒類、医薬品・医薬部外品などは10%の対象になります。

### Q 引き上げ分は 宇都宮市の財源にもなるの？

一般的に言う消費税は、「消費税(国税)」と「地方消費税(都道府県税)」の合計です。地方消費税の2分の1は市町村に交付され、貴重な財源となります。



### Q 消費税について相談したい ときはどうすればいいの？

■消費税の適正な転嫁や価格表示、便乗値上げなどに関する幅広い相談

▼問い合わせ先 消費税価格転嫁等総合相談センター ☎0570(200)123

■軽減税率制度に関する相談

▼問い合わせ先 消費税軽減税率電話相談センター ☎0120(205)553

※詳しくは、国税庁 [URL1](https://www.nta.go.jp) をご覧になるか、宇都宮税務署 ☎(621)2151へ。

## 消費税10%に伴う宇都宮市の動き

市有施設使用料やサービス利用料が一部変更  
詳しくは、各担当課や施設へお問い合わせください。

料金が変更になる主な例

使用料・手数料など	問い合わせ先
水道料金・下水道使用料	上下水道局サービスセンター ☎(633)3108
健康診査手数料	健康増進課 ☎(626)1129
一般廃棄物処理手数料 (粗大ごみ、動物死体、し尿)など	ごみ減量課 ☎(632)2423

プレミアム付商品券を販売します

☎1020870

消費税引き上げが消費に与える影響を緩和するため、住民税非課税者、3歳未満の子どもがいる子育て世帯を対象にプレミアム付商品券を販売します。

▼販売期間 10月1日～令和2年1月31日。¥500 見本

▼使用期間 10月1日～令和2年2月29日。

▼内容 最大2万円購入すると2万5,000円分の買い物が可能。

☎プレミアム付商品券コールセンター ☎(678)2155

